

令和2年

上尾市教育委員会 12月定例会
議案資料

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
「△△△」を削る場合・・・~~△△△~~ →取消線&斜体字
ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程

(平成15年上尾市教育委員会訓令第1号)

【改正要旨】

- 1、上尾市事務専決規程の改正に準じ、いわゆる「ずれ勤」に係る規定について、その対象除外とする職員に県費負担教職員を定めていることに加え、会計年度任用職員を除外対象に加えるもの。(第1条関連)
- 2、上尾市職員服務規程第8条第1項の改正(第1号及び第2号新設)に伴う規定の整理を行うもの。(第4条関連)

(趣旨)

第1条 この規程は、市教育委員会事務局及び市立教育機関に勤務する職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の労働時間を短縮し、職員の健康維持を図るため、上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(平成21年上尾市教育委員会訓令第1号)第2条第1項の規定が適用される職員が各種団体との交渉、公共工事等の事業の説明会その他の業務で市民の都合等によりそれを行う時間が決定されるもの(以下「他律的業務」という。)に従事する場合等の勤務時間及び休憩時間(以下「勤務時間等」という。)を定めるものとする。

(勤務整理簿による整理の方法)

第4条 第2条第1項又は第3項の規定による勤務時間等の変更を行った場合において、当該勤務状況についての勤務整理簿(教育委員会職員服務規程第4条の規定によりその例によることとされた上尾市職員服務規程(昭和49年上尾市訓令第5号)第8条第1項第1号の勤務整理簿をいう。)による整理は、第2条第1項のA組に変更した場合にあっては「A組」の符号を、同項のB組に変更した場合にあっては「B組」の符号を、同項のC組に変更した場合にあっては「C組」の符号を用いて行うものとする。

●上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

(平成22年上尾市教育委員会訓令第1号)

<p>【改正要旨】</p> <p>1、上尾市事務専決規程の改正に準じ、会計年度任用職員の任免、服務等に関する承認をする専決権限を有する者を所属部長もしくは所属の課長等に定める規定の整備を行うもの。(「別表第1」9(3)(5)(6)(7)(8)、「別表第2」4(1)(3)の2(11)、「別表第3」、「別表第4」関連)</p> <p>2、上尾市事務専決規程の改正に準じ、常勤職員が営利企業等に従事する際に許可する専決権者を教育長もしくは所属部長に定める規定の整備を行うもの。(「別表第2」4(5)の2関連)</p> <p>3、その他、規定の整理を行うもの。</p>
--

別表第1

共通決裁事項・専決事項

事項	事務	教育長 専決	部長 専決	次長 専決	課長 専決	
9 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(1) 法律、条例又は教育委員会規則の定めるところにより教育委員会に置かれる附属機関を組織する委員その他の構成員並びに及び教育委員会に属する特別職の職員で非常勤のもの(教育長及び教育委員会委員を除く。イにおいて同じ。)及び一般職の職員で非常勤のもの イ 特別職の職員で非常勤のもの(アに掲げる者を除く。)及び一般職の職員で非常勤のもの					
	(3) 遅参、早退、年次休暇及び特別休暇(上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年上尾市条例第15号。以下「勤務時間条例」という。)第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。)を承認すること。 エ 主席主幹以下の職にある者及び会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の職にある者(学校その他の教育機関(公民館を除く。))において主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者を除く。)				○	
	(5) 勤務時間条例第8条の2第1項(同条第4項において準用する場合及び上尾市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和2年上尾市規則第48号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。)第8条においてその例による場合を含む。)の規定による深夜勤務の制限を承認すること。 エ 主席主幹以下の職にある者及び会計年度任用職員の職にある者(学校その他の教育機関(公民館を除く。))において主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者を除く。)					○
	(6) 所属職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項(同条第4項において準用する場合及び会計年度任用職員勤務時間規則第8条においてその例による場合を含む。)の					○

事項	事務	審議 決裁	教育長 専決	部長 専決	次長 専決	課長 専決
	規定による時間外勤務の制限を承認すること。					
	(7) 旅行命令(研修に関する旅行命令を除く。)を発すること。 エ 主席主幹以下の職にある者及び会計年度任用職員の職にある者(学校その他の教育機関(公民館を除く。))において主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者を除く。)					○
	(8) 会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。学校その他の教育機関(公民館を除く。))において会計年度任用職員の職にある者を除く。以下この号において同じ。)の任免をすること、服務等に関すること。 ア 会計年度任用職員を任用すること。 イ 会計年度任用職員の退職を承認すること。 ウ 通勤手当及び通勤に要する費用弁償の支給資格を認定すること。 エ 会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項の規定による病気休暇を承認すること。 オ 介護休暇及び介護時間を承認すること。 カ 会計年度任用職員勤務時間規則第5条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第10条においてその例によるものとされた勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。 キ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。 ク 地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当する者として休職すること。 ケ 身分、給与、在職その他の証明をすること。 コ 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和30年上尾市条例第16号)第2条の規定により職務に専念する義務を免除すること。			○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	(9) 勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。 エ 主席主幹以下の職にある者(学校その他の教育機関(公民館を除く。))において主席主幹以下の職にある者を除く。)					○

別表第2

個別決裁事項・専決事項

教育総務部教育総務課

事項	事務	教員 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
4 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(1) 職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。)及び 会計年度任用職員 を除く。以下この項において同じ。)の採用試験を実施すること。		○		
	(3) 地方公務員法第28条の規定により職員の降任、免職又は休職の処分をすること。				
	イ 休職の処分	主席主幹以上の職にある者	主幹以下の職にある者及び市費学校職員		
	(3)の2 地方公務員法第28条の規定により 会計年度任用職員 の降任、免職又は休職(同条第2項第1号の規定による休職を除く。イにおいて同じ。)の処分をすること。 ア 降任又は免職の処分 イ 休職の処分	○	○		
	(5) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和30年上尾市条例第16号)第2条の規定により職員の職務に専念する義務を免除すること。				○
	(5)の2 地方公務員法第38条第1項の規定により職員及びフルタイム 会計年度任用職員 (同法第22条の2第1項第2号に規定する 会計年度任用職員 をいう。イにおいて同じ。)が同法第38条第1項に規定する営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、相談員、評議員、参与その他これらに準ずる地位を兼ね、若しくは自ら同項に規定する営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することを許可すること。		○		
	ア 部長、参与、参事、次長、主席副参事、副参事、課長、主席主幹、図書館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹		○		
	イ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに市費学校職員並びにフルタイム 会計年度任用職員 の職にある者			○	
	(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)により職員の育児休業及びその期間の延長、育児短時間勤務及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。				
	(8) 職員の病気休暇を承認すること。 エ 参与、参事、次長、主席副参事、副参事、課長(教育総務課長を除く。)、主席主幹、図書館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹			30日を超えるもの	5日を超え、5日以内
(11) 職員及び 会計年度任用職員 に対し研修に関する旅行命令を発すること。					

	ウ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに市費学校職員並びに会計年度任用職員 の職にある者				○
	(12) 上尾市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年上尾市条例第11号。次号において「教育長勤務時間等条例」という。）第2条第1項の規定により、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により教育長の服務に関し次のアからオまでに掲げる行為を行うこと。			○	
	ア 遅参、早退、 年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認				

学校教育部学務課

事項	事務	教育委員会 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
2 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(5) 学校長の 遅参、早退、 年次休暇、特別休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）第12条第1号に規定するものを除く。）、介護休暇及び介護時間を承認すること。			○	

学校教育部指導課

事項	事務	教育委員会 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
2 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(1) 教育センター所長の 遅参、早退、 年次休暇及び特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。）を承認すること。				○

学校教育部学校保健課

事項	事務	教育委員会 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
2 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(1) 中学校給食共同調理場所長の 遅参、早退、 年次休暇及び特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。）を承認すること。				○

別表第3

図書館長専決事項

事項	事務
2 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(5) 所属職員の 遅参、早退、 年次休暇及び特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。）を承認すること。 (7) 所属常勤職員（所属職員のうち会計年度任用職員を除いたものをいう。以下同じ。）について、勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限を承認すること。 (8) 所属常勤職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限を承認すること。 (10) 所属常勤職員について、勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10

	条第1項の規定による代休日の指定をすること。
	(11) 所属会計年度任用職員（所属職員のうち会計年度任用職員であるものをいう。以下同じ。）の通勤手当及び通勤に要する費用弁償の受給資格を認定すること。
	(12) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第8条においてその例によるものとされた勤務時間条例第8条の2の規定による深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。
	(13) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項の規定による病気休暇を承認すること。
	(14) 所属会計年度任用職員について、介護休暇及び介護時間を承認すること。
	(15) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第5条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第10条においてその例によるものとされた勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。
	(16) 所属会計年度任用職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。
	(17) 所属会計年度任用職員の身分、給与、在職その他の証明をすること。
	(18) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により所属会計年度任用職員の職務に専念する義務を免除すること。

別表第4

事項	事務
2 教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び平方幼稚園長共通	(2) 所属職員の遅参、早退、年次休暇及び特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。）を承認すること。
	(4) 所属常勤職員について、勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限を承認すること。
	(5) 所属常勤職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限を承認すること。
	(6) 所属職員について、の旅行命令（研修に関する旅行命令を除く。）をすること。
	(7) 所属常勤職員について、勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。
	(8) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第8条においてその例によるものとされた勤務時間条例第8条の2の規定による深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。
	(9) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項の規定による病気休暇を承認すること。
	(10) 所属会計年度任用職員について、介護休暇及び介護時間を承認すること。
	(11) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第5条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第10条においてその例によるものとされた勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。
	(12) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により所属会計年度任用職員の職務に専念する義務を免除すること。
	3 教育センター所長及び中学校給食共同調理場所長共通
(4) 所属会計年度任用職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。	
(5) 所属会計年度任用職員の身分、給与、在職その他の証明をすること。	
6 学校長	(1) 所属職員のうち県費負担教職員を除いたもの（以下この項において「市費学校職員」という。）の遅参、早退、年次休暇及び特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。）を承認

事項	事務
	<p>すること。</p> <p>(2) 市費学校職員の時間外勤務命令をすること。</p> <p>(3) 市費学校職員のうち会計年度任用職員を除いたもの（以下この項において「市費学校常勤職員」という。）について、勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限を承認すること。</p> <p>(4) 市費学校常勤職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限を承認すること。</p> <p>(5) 市費学校職員について、の旅行命令（研修に関する旅行命令を除く。）をすること。</p> <p>(6) 市費学校常勤職員について、勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。</p> <p>(8) 市費学校職員のうち会計年度任用職員であるもの（以下この項において「市費学校会計年度任用職員」という。）について、会計年度任用職員勤務時間規則第8条においてその例によるものとされた勤務時間条例第8条の2の規定による深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。</p> <p>(9) 市費学校会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項の規定による病気休暇を承認すること。</p> <p>(10) 市費学校会計年度任用職員について、介護休暇及び介護時間を承認すること。</p> <p>(11) 市費学校会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第5条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第10条においてその例によるものとされた勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。</p> <p>(12) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により市費学校会計年度任用職員の職務に専念する義務を免除すること。</p>

【 白紙 】